



Title	高麗末に於ける立省問題について
Author(s)	北村, 秀人
Citation	北海道大學文學部紀要, 14(1), 123-167
Issue Date	1965-11-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33298
Type	bulletin (article)
File Information	14(1)_P123-167.pdf



[Instructions for use](#)

高麗末に於ける立省問題について

北
村
秀
人

高麗末に於ける立省問題について

北村秀人

序言

第一章 征東行省について

第二章 立省問題の経緯

第一節 忠宣王初年の場合

第二節 忠肅王一〇年の場合

第三節 忠肅王一七年の場合

第四節 忠恵王後四年の場合

第三章 立省問題に対する元側の態度

結言

序言

一三世紀の中葉、約三〇年にわたる抵抗の後に、高麗は蒙古（一二七一年に国号を元と定めているので、以下それに従う。）に服属した。その服属のはじめから、元は高麗の独立を認めて、高麗王をして国内の統治に当らせる方針をとつたが、その間、元の力は高麗の各方面に強く及び、一方高麗の元に対する依存度も非常に大きかったので、両国の関係は極めて密接なものとなつた。

高麗末に於ける立省問題について

しかし、それだけに、この時期の高麗・元兩國の關係には多くの問題が存在していた。先ず、兩國の關係は必ずしも元朝↑↓高麗朝というようには一元化されておらず、複雑な様相を呈していた。即ち、元は当時遼東方面に多数居住していた高麗帰順民の統轄に高麗人（蒙古の高麗侵略の初期に降伏した洪氏、及び高麗の対蒙古抵抗期間中に人質として蒙古に送られた高麗の王族等）を充て、更に、後には、高麗の王族を藩（陽）王に封じて、瀋陽方面の統轄に当らせたが、彼等と高麗朝との利害は複雑に絡み合い、両者間には深刻な対立・抗争が起つている。また、高麗・元兩國の一体化の進展に伴い、兩國間の人的交流が盛んに行われたが、元の朝廷に入侍した高麗人及びそれに夤縁した者達、或は高麗に來た元人等は、いずれも元の權威を後楯として高麗国内で勢力を揮い、高麗朝の利害と対立することが多かつた。

次に、高麗朝内部の廷臣達の勢力争いの激化が挙げられる。忠烈王以後の高麗の歴代の王はいずれも元の公主を妃として迎えて元室の駙馬となつたが、彼等は世子時代から元で生活することが多く、元の朝廷と密接な關係を保持していた。当時の高麗の廷臣達にとつて、自己の榮達を図る捷徑はそのように元廷と密接な關係にある高麗王或は同世子と結ぶことであつたから、この時期の高麗朝内部にはそれぞれ王と世子を中心とする廷臣達の党派が形成され、自己の勢力の拡大の為に互いに対立・抗争した。その場合、各党派は互いに相手方の中心人物とされている王或は世子の失脚を策して、王・世子間の疎隔を図り、更に元廷にも働きかけることが多かつた。その結果、この時期の高麗では、忠烈王と忠宣王、忠肅王と忠惠王等の場合に代表される如く、王・世子間の対立・反目という現象がよくみられた。

以上のような兩國の關係は約一世紀の間続いたが、本稿でとり上げる、高麗に行省を設置する問題（以下、これを表題の如く立省問題と略称する。）は、その間に於ける大きな事件の一つであつた。当時の高麗政界の中心人物の一人で、自

らも忠肅王一〇年の立省問題に關与した李齊賢は、後（忠穆王三年。一三四七年）に同問題について、次のように云つて
いる（益齋亂黨卷九下所収「策問」）。

……、南北喜事之士、上書都堂（Ⅱ元の中書省）、請立省東方（Ⅱ高麗）・變其土俗、幸賴朝廷以我慕義勤王之功・世
皇（Ⅱ世祖）優恤之詔、闕而不行者屢矣、……

右の李齊賢の言葉からも知られるように、立省問題は一四世紀の前半期に屢々繰返し起つてゐるが、それは正しく
高麗・元兩國の關係を軸として形成された上述の如き複雑な情勢を背景として起つた事件であり、而も高麗朝の存亡
に關する重大な内容を有する問題であつた。それだけでなく、この問題は当時の元朝の利害・得失とも密接な關係を
有していたのであり、その結果、右の李齊賢の言葉にもある如く、元朝としてはこれに対して慎重な態度で臨まざる
を得なかつたのである。

このように、立省問題は高麗末期の政治史に於ける重要な問題であつたにも拘わらず、従来これを考察の対象とし
てとり上げ、その意味を正しく理解しようということとは殆ど行われなかつた。近年に至つて、韓国の高柄翊氏は「麗
代征東行省の研究」（歴史學報一四輯、一九六一、六二。ソウル）の中で、「『立省』策動」なる一章を設け（第一九輯
所掲て、同問題について一通り考察しているが、全体としてまだ充分に整理されておらず、事實の認識にもいくつか
の誤りがみられる。また、共和国（北朝鮮）の金載洪氏も「一三〇一四世紀の高麗—蒙古關係について」（歴史科學一
九六四年四号、五号。一九六四・七、九。平壤）の第三章第三節「『征東行省』について」（第五号所掲）の中で、立省問題
について触れているが、その概略の記述にとどまり、高氏同様に事實の認識にも誤りがみられる。

そこで、私もここに敢えて一文を草して、同問題に關して自分なりの見解を述べて、空前の規模で展開された高麗・

高麗末に於ける立省問題について

元兩國の關係の実態の一端を明かにしたいと思う。

〔附記〕

(一) 本稿では、紀年を必ずしも高麗或は元のいずれか一方に統一していないが、詳しくは本稿の末尾に附した対照年表を参照されたい。

(二) 文中に(一)とあるのは筆者の加えた註を示す。

第一章 征東行省について

数次にわたる立省問題に於いて、高麗に設置すべきか否かが議論されている。「行省」というのは、「行中書省(時には、行尚書省)」の略称であつて、元の地方行政制度に於ける最高の地方行政機関を意味した。元はこの行省を全国に設置して中国の統治に当つたのであるが、高麗にも征東行省(正確には、征東等處行中書省)という機関を設置していた。この征東行省の存在は、立省問題の意味及び内容を理解する為の前提となることなので、以下にそれについて簡単に述べておくこととする⁽¹⁾。

征東行省が設置されたのは忠烈王一三年(元・世祖・至元二四年)で、それは、忠烈王六年以後元の日本遠征遂行の爲の機関として断続的に存在していた征東行省とは、名称は同じであるが、全く性格を異にしていた。即ち、当時満州方面で起つていた元の王族乃顔の叛乱を直接契機として、元は高麗を自己の統制下に置き、更に、叛乱鎮圧に協力させる為に征東行省を設置したのであり、従つて、それは地方統制機関としての性格を有する常置のもので、元の行省全体の動きに依り、次第に一つの機構として確立されていき、以後何回か曲折を経ながらも高麗末迄存続したので

ある。

この征東行省は、地方統制機関としての性格を有したとは云え、元内地の一般の行省に比して非常に特殊なものであつた。例えば、その管轄領域とされたのは当時の高麗の領域全体であり、治所は高麗の首都開城で、そこには行省独自の官衙があつたが、高麗朝の郡県とは別箇の行省独自の下部行政組織をもたず、中央の官府のみが存在していた。また、長官以下一応の官制が整つていたけれども、一般の行省では非常に重要な役割を果した長官輔佐の官は原則として置かれなかつたし、長官は高麗王の兼任であつて、彼は一般行省官任命の際の推挙を許されていた。

以上のことから推測されるように、征東行省は二様の側面を有していた。第一は、元の高麗統制機関としてのそれである。即ち、元は高麗を一つの領域とみなし、ここに高麗王を長官とする征東行省を置くことによつて、高麗を自己の側に牽制しておき、更に、高麗の内政に対する監督を強化する必要を認められた時には、元人を征東行省官として派遣して来て、そこで直接事に当らせた。第二は、高麗朝の保身の為の機関としてのそれである。先ず、高麗朝は征東行省を通して元に対する恭順の意を表明して元との結びつきを強化し、それによつて自己の地位の安定を図つた。更に、行省长官たる高麗王は、行省官の推挙を許されていたことから、自己の必要とする者を行省官として周囲に集めて国政を輔佐させただけでなく、元と折衝する場合には、征東行省を前面に立てて事に当ることによつて、自己の上にかかる元の圧力を緩和し、国内に対しても、同様に征東行省を前面に立てることによつて、自己の背後に元の巨大な権威の存在していることを示して、支配者としての地位の安泰を図つたのである。

ところで、前述したように、元が元人を行省官として派遣して来て、征東行省に於て直接高麗の内政の監督に当らせることは、忠烈王末年（元では成宗代から次の武宗の初年にかけての時期）に一度みられた。それは、忠烈王二二年頃から

高麗末に於ける立省問題について

顯著になつてきていた、高麗朝内部に於ける忠烈王及び世子忠宣王をそれぞれ中心とする二党派の対立・反目を抑え、動揺している高麗国内の情勢を收拾する為にとられた措置であつたが、注意すべきは、中国側の記録には、この措置も「征東行省を(再び)立てる」即ち「立省」と表現されていることである。例えば、第一回の忠烈王二五年(大德三年)の場合には、元高麗紀事大德三年五月一九日の條に、

中書省奏、哈散奉使高麗、回言、其國王不能彈壓其衆、朝廷差官共理之、可也、臣等議、宜復立征東行省、從之、命闕里吉思、爲高麗行省(「征東行省」)平章政事

とあり、第二回の忠烈王三三年(大德十一年「武宗即位年」)の場合には、元史卷二二武宗本紀、至大元年(「忠烈王三四年」)四月丙辰の條に、

高麗國王王章(「忠宣王」)言、陛下令臣(「王、即ち忠烈王の誤りか」)還國、復設官、行征東行省事、高麗歲數不登、百姓乏食、又數百人仰食其土、則民不勝其困、且非世祖舊制、帝曰、先請立者、以卿言、今請罷、亦以卿言、其準世祖舊制、速遣使、往罷之

とある(いずれも傍点は筆者)。しかし、実際には、この措置は、高麗に新に(復立をも含めて)行省を設置することではなくて、従来の高麗王を長官とする征東行省に元人行省官を増置することによつて、それを高麗の内政監督機関に転換することを意味したのである。このような現象は武宗代以後は全くみられなくなり、それに代つて起つたのが、本稿で考察する立省問題である。

第二章 立省問題の経緯

第一節 忠宣王初年の場合

立省問題が最初に起つたのは高麗の第二六代の王忠宣王の時である。それについて、高麗史卷三四忠宣王世家、四年六月戊辰の條には、次のような記事がある。

元降制、令高麗毋置行省、初洪重喜訴于中書、欲立行省、王以祖宗臣服之功、奏之、故帝有是命

右の記事によると、今回の立省問題は忠宣王四年（元・仁宗・皇慶元年。一三二二年）に起つたように思われるが、実際にはそうではない。それを知る為には、先ず、元の中書省に立省を提案した洪重喜についておく必要がある。洪重喜は元の日本遠征軍の指揮者の一人であつた洪茶丘の長子であるが、洪氏は元來高麗人（唐城_{II}現在の京畿道南陽の出身）であつて、洪重喜の祖父洪福源の時に蒙古軍の高麗侵入が始まると直ぐにこれに降り（高宗一八年。一二三三年）、以後、蒙古の高麗侵略の先導を務めただけでなく、管領歸附高麗軍民萬戸（後には、安撫高麗軍民總管）に任ぜられ、遼陽・瀋陽の間に在つて、その方面の高麗の帰順民を統轄していた。ところが、高宗二七年（一二四一年）に高麗の王族永寧公綽が質子として蒙古朝廷に入侍し、蒙古帝の寵を得るようになる、兩者の間には不和が生じ、それが原因で洪福源は蒙古によつて誅せられた。而も、永寧公綽が洪氏と同様に安撫高麗軍民總管に任ぜられて、洪氏と相並んで遼東方面の高麗帰順民の統轄に当るようになる、兩者間にはそれをめぐつて対立が起るに至つた。それ等の結果、洪氏は高麗朝に対して反感を抱き、常に高麗朝を陥れることを策謀して止まず、洪重喜の時に至つても同様であつた。₍₂₎

一四世紀はじめ、元では、成宗の崩後の帝位をめぐる紛争を経て、武宗が即位したが、当時世子として元に在つて、武宗の擁立に努めた高麗の忠宣王は、忠烈王三四年（武宗・至大元年）五月にその功績によつて元から瀋陽王（後には瀋王と改称された。）に封ぜられ、それから程なくして（同年八月）高麗王位に即いた。そして、瀋陽王としての忠宣王の勢

高麗末に於ける立省問題について

力が遼陽・瀋陽方面にのびると共に、この方面に於ける洪氏の勢力は一層制限を受けるようになり、その結果、洪重喜は瀋陽王である忠宣王の勢力を排除しようとして、益々王を陥れる為に策謀したのである。その例を二、三挙げてみると、先ず、高麗史卷三三忠宣王世家、元年三月甲辰の條には、元の皇太后が仏寺を嘗もうとした時に、洪重喜等が白頭山には美材が多いから高麗の舟で輸送したらよいと奏上したので、高麗の西海・交州・楊広各道の民は造船及び輸米に苦しんだとある。また、同書三月丁未の條によれば、彼が忠宣王は擅に官号を改廢したと元の中書省に訴えたので、高麗では前に革めた近侍・茶房・三官・五軍等を皆復活したとあるし、元史卷二三武宗本紀、至大二年三月己丑の條には、彼が忠宣王は国法を奉ぜず暴を恣にしていると訴えたので、元の中書省の臣は彼と王を対弁させようとしたが、許されなかつたとある。

以上のように、この時期に洪重喜は種々の方法で忠宣王を謀陥したのであつて、今回の高麗に行省を立てることの奏請もその一環として行われたのである。

ところで、洪重喜が立省を奏請した時期であるが、それについては、高麗史卷三六忠惠王世家、忠肅王一七年年秋閏七月戊子の條所収の、忠肅王一七年年の立省問題の時に忠惠王が元の右丞相燕帖木兒に寄せた書の中に、

……、大德末、我祖太尉王（即忠宣王）、……、迎立武宗皇帝、爲定策一等功臣、時尙遼陽人重喜、請立省小邦、天心赫怒、杖重喜、流遠方、……

とあり、武宗の初年であつたことがわかる。右の記事の末尾からも知られるように、洪重喜の忠宣王に対する策謀は武宗の怒りに触れ、彼は至大二年（忠宣王元年）一〇月に潮州（現在、広東省潮安）に流され、翌年途中で没しているから、立省の奏請の行われたのはそれ以前でなければならぬ。⁽⁶⁾それは、恐らく、忠宣王が瀋陽王に封ぜられ、更に高

麗王位に即いた忠烈王三四年（至大元年）であつたと推測されるが、それを傍証するものとして、例えば、高麗史卷三五忠肅王世家、一五年秋七月己巳の條には次のような記事がある。

帝遣平章政事買驢・舍人亦志迷失不花等來、……、買驢……徑詣王宮、宣詔詰問、王對曰、世祖皇帝、賜我父王（忠宣王）高麗王世子印、武宗皇帝、授父王藩王爵、未幾、襲封高麗王、洪重喜來曰、一身不宜兼綰兩王印、
奏于帝、命我爲高麗王、……

（傍点は筆者）

即ち、忠宣王が瀋陽王に封ぜられ、更に高麗王位に即いた直後に、洪重喜は王に対して一身で兩王位を兼任すべきでないと言言しているのであるが、これが忠宣王の勢力の増大を阻止する意図からなされたことは勿論で、恐らく、それは忠宣王の拒絶するところとなり、その結果洪重喜は更に進んで元に対して立省の奏請を敢行するに至つたのであらうと思われる。なお、右の記事の末尾の「奏于帝、命我爲高麗王」の主語は一見洪重喜のように思われるが、これは忠宣王五年に王が忠肅王に高麗王位を譲つた事実を指しているのであつて、実際にはその主語は父王即ち忠宣王である。

この時に洪重喜が奏請した立省の内容については、高麗史卷一〇八金怡傳所収の、忠肅王一〇年の立省問題の時に忠肅王が金怡に云つた言葉の中に、

……、昔皇慶初、叛臣之裔洪重喜等、訴于帝立行省・削國號、卿歷奏祖宗臣服之功、奉帝旨、遂罷行省、……

（傍点は筆者）

とある。即ち、彼は高麗に元内地のものと同行省を設置して、從來認められていた高麗の独立を否定し、それを元の内地化してしまふことを意図したのである。但し、ここで忠肅王が洪重喜の立省奏請の時期を「皇慶初」としてい

高麗末に於ける立省問題について

るのは誤りであつて、実際には、この「皇慶初」は同記事の後半部にある、金怡が立省の中止を奏請し、その結果元が立省を罷めたことの時期を示すものであることは後述の通りである。

上述のように、武宗は洪重喜を貶謫することによつて彼の立省の奏請を斥けたが、元の朝廷に於ける忠宣王の最大の後楯であつた武宗が至大四年（忠宣王三年）に崩じ、次の仁宗（武宗の弟）が即位すると共に、元の方針は一変する。即ち、李齊賢の益齋亂藁卷七所収の「光祿大夫平章政事上洛府院君方公（10）方臣祐11」祠堂碑」の中に、

皇慶初、……、禄守・耶律希逸、爲征東省官、既受命矣、平章（12）方臣祐、白興聖宮（13）仁宗の生母）、以爲高麗樹功
帝室、非一世矣、衣冠典禮、不改其舊、惟世皇詔旨是賴、今遣禄守等、無乃非世皇意乎、於是有意旨、留禄守等、
勿遣、……

とあるように、仁宗は即位の翌年である皇慶元年（忠宣王四年）に高麗に新行省（右の記事によれば、その名称は従来のものと同様に「征東行省」であつたようである。）を設置することに踏み切り、禄守及び耶律希逸等を新行省の官員に任命したのである。10このことは、高麗の支配層にとつては国内に於ける支配者としての従来の地位の喪失を意味したから、忠宣王は勿論、前述の如く金怡、更には、元の朝廷に入侍して寵を得ていた高麗人方臣祐等が、今回の元の措置は高麗の国俗を変えないという世祖の意向11に反するものであるとして、立省を罷めるべきことを元に奏請した。その結果、元は同年四月に至つて高麗に立省することを罷めたのであり、最初に引用した高麗史世家の記事にあるように、その元の決定は二箇月後の六月に高麗に伝えられたのである。そして、高麗は同年九月に賛成事洪洗を元に派遣して、元が立省を罷めたことに対して謝意を表した（高麗史卷三四世家、四年九月癸丑の條）。かくて、忠宣王初年に起つた立省問題は、約四年にわたつて議論された後、結局実現されずに終つたのである。

ところで、高麗史卷三二忠烈王世家、二八年の條の末尾には、

是歲、遼陽省奏帝、請併征東・遼陽、爲一省、移司東京、王上表云、……、又上中書省書曰、……、今知得、遼陽行省官員、欲要將遼陽行省併本國、征東行省革罷、却要遼陽府在城合併、改立行省、移咨都省、定奪去訖、……、倘若依准遼陽行省所擬、合併本省、寔爲未便、更兼照得、本省即係元奉世祖皇帝聖旨立倒、若蒙准咨、止令當職、依舊行征東省事、專委威鎮東方極邊未附日本國、邊面勾當、似望不致失悞、……

とあつて、今回の立省問題より前の忠烈王二八年（成宗・大徳六年。一三〇二年。高麗史節要卷三二によると、同年一二月）に、満州方面を管轄する遼陽行省が、遼陽行省と征東行省とを併せて一つの行省とし、従来遼陽行省の治所であつた東京（遼陽）をその治所とすべきことを元帝（成宗）に奏請したことが知られる。この遼陽行省の奏請の内容は、後の立省問題と同様に、従来の高麗の独立を否定して、高麗を遼陽行省の一行政区域とすること、換言すれば、それを元の内地化することであつたから、高麗側ではこれに反対し、右の記事にもある如く、忠烈王は元帝及び中書省に上書して、その措置を行わないで、従来通り自己をして征東行省事を行わせるべきこと、換言すれば、高麗王をしてその地の統治に当らせるべきことを奏請した。その結果、今回の遼陽行省の提案は結局実現されずに終つた。ところで、右の記事にみえる元の中書省への上書中には「遼陽行省官員」がこの提案をしたとあるが、元史卷一五四洪福源傳によれば、洪氏は洪重喜の父洪茶丘以後遼陽行省の官員に任ぜられており、洪重喜も至元二九年（忠烈王二八年）以來遼陽行省右丞の職にあつたから、この提案も恐らく彼が高麗王を陥れる爲に行つたのではないかと推測される。

第二節 忠肅王一〇年の場合

忠宣王の次の忠肅王の一〇年（一三三三年）に再び立省問題が起つた。高麗史卷三五忠肅王世家、一〇年春正月の條

高麗末に於ける立省問題について

をみると、

王在元。柳清臣・吳潛、上書都堂、請立省・比内地、不從

とある。この記事の最後の部分から、今回の立省問題は同年中に解決してしまつたように解されるが、実際にはそうでなかつたことは以下に述べる通りである。

先ず、立省提案者である柳清臣及び吳潛についてみると、高麗史卷一二五所収のそれぞれの傳に、

……、從忠肅如元、見瀋陽王嵩窺覲王位、遂與曹頤等、背王附嵩、詭謀萬端、……（柳清臣傳）

……、忠肅時、……、與柳清臣等、黨於瀋王嵩、讒毀本國、……（吳潛傳）

とあるように、いずれも瀋王嵩の与党であつた。前節でも触れたように、高麗の忠宣王は元の武宗擁立の功を以つて忠烈王三四年に瀋（陽）王に封ぜられたが、五年後の忠宣王五年（仁宗・皇慶二年）に至り、王は高麗王位を第二子忠肅王に譲つて、姪の延安君嵩を世子と定め、更に、忠肅王三年（同・延祐三年）には瀋王位を嵩に伝えた。このことに關して、岡田英弘氏は、忠肅王二年に忠肅王の長子忠惠王が生れた結果、嵩の世子位即ち高麗王位請求権を忠惠王の爲に放棄させた代償であろうと推測している（「元の瀋王と遼陽行省」朝鮮學報一四、五三八頁）が、本節の後の部分（一九頁）に引用した高麗史卷三五忠肅王世家、一五年秋七月己巳の條所収の柳清臣・吳潛等の言葉の中に、「上王（＝忠宣王）奏仁宗皇帝、以燾（＝忠肅王）爲高麗王、以嵩爲世子、已有定命、至英宗時、燾與伯顔禿古思謀、令金怡說上王、奪嵩世子印」とあること等から考へて、恐らくその通りであつたと思われる。この結果、高麗の王室は高麗王と瀋王の二つの勢力に分かれたのであつて、以後兩者の間には高麗王位をめぐる常に紛糾を生ずるに至つて¹⁹いる。

さて、瀋王に封ぜられた嵩は元廷に在つて、元帝特に仁宗の次の英宗の寵愛を受け、高麗人で彼に心を歸してその

周圜に集る者も多数にのぼり、遂に彼は高麗王位を覬覦するに至つた。折柄、忠肅王七年一二月に、以前から元の朝廷の信任の篤かつた上王忠宣王が高麗出身の宦官任伯顔秃古思の讒言によつて吐蕃の撒吉思の地に流されて、嵩のそのような動きを抑制する周圜の力は弱まつた。それに乘じて、彼は自己の意図を実行に移し、英宗に対して、忠肅王が嘗つて元帝の命令を奉行しなかつたことをはじめとして、種々王のことを讒訴した結果、元は忠肅王八年（英宗・至治元年）に事情聴取の爲に王の入元を求めた。これに應じて、同年四月に忠肅王は元へ赴いたが、その時に、前引の高麗史柳清臣傳の記事にもみえる如く、柳清臣・吳潛・尹碩その他の廷臣達がこれに従行し、彼等のうち柳清臣・吳潛等は元国内に於ける藩王嵩の王位覬覦運動をみて、これに与みするに至つたのである。さて、忠肅王が入朝すると、英宗は藩王嵩の讒訴に基づいて忠肅王を詰責し、王から高麗王位を象徴する国王の印を奪つた。その結果、高麗側からは上王忠宣王の吐蕃からの召還及び忠肅王の復位・還国等の要求が元に対して盛んに行なわれたが、優位に立った藩王嵩及び彼の与党はその阻止に努め、更に、翌年八月に入ると、前贊成事權漢功を中心にして、元に奏請して、嵩を高麗王に擁立しようとして、百官を慈雲寺に召集して、元の中書省への上書に署名を求めた。しかし、百官は直ちには彼等の求めに應ぜず、結局その計画は立消えとなつたようである。¹⁴⁾ 翌年即ち忠肅王一〇年八月に至り、元では嵩の最大の後楯であつた英宗が弑され、代つて泰定帝が即位したが、同年九月に元は上王忠宣王を吐蕃から召還し、更に一一年正月には忠肅王を還国させ、同時に没収していた国王印を返還したので、結局今回の嵩の企図は失敗に終つた。忠肅王一〇年正月に於ける柳清臣・吳潛等の立省の奏請は、右に述べたような藩王嵩及び彼の与党による高麗王位覬覦運動の一環として行われたのである。¹⁵⁾

柳清臣・吳潛等の奏請した今回の立省の内容については、例えば、前に引用した高麗史世家の記事には「立省、比

高麗末に於ける立省問題について

内地」とあり、元史卷一七八の王約傳には、

(至治三年)、朝廷議罷征東省、立三韓省、制式如他省、……

とあるが、要するに、前回同様に、従来の征東行省を罷めて、元内地の諸行省と同じ組織・機能をもつた三韓行省とも云うべき新しい行省を高麗に設置することであり、換言すれば、それは従来認められていた高麗の独立を否定し、その地を元の内地化することであつた。

このことは、高麗の支配層にとつては、従来保持してきた自己の地位の喪失を意味したから、高麗側では、丁度元に滞在中であつた李齊賢をはじめとして、金怡・尹碩・崔安道・李凌幹・崔有滄その他多くの者が元に対して立省を罷めるべきことを奏請した。⁽¹⁷⁾

これに対して、元側では、朝廷内部の複雑な政治情勢を反映して、この問題に関しても賛成者と反対者があつて、仲々結論が出なかつた。先ず、英宗在世時の動きをみてみると、高麗史卷一二五柳清臣傳によれば、元の通事舍人王觀が六つの理由を挙げて、高麗に立省すべきでないことを中書省の丞相(拜住)に上書している(高麗史節要卷二四によると、忠齋王一〇年春正月のこと。なお、その内容については第三章参照)し、更に、元史卷一七八王約傳には次のような記事がみえる。

(至治)三年、丞相拜住、一新政務、尊禮老臣、傳詔起約、復拜集賢大學士・商議中書省事、以其祿居家、每日一至中書省、議事、至治之政、多所參酌、……、朝廷議罷征東省、立三韓省、制式如他省、詔下中書雜議、約對曰、高麗去京師四千里、地瘠民貧、夷俗雜、尚非中原比、萬一梗化、疲力治之、非幸事也、不如守祖宗舊制、丞相稱善、奏罷、議不行、……

即ち、忠肅王一〇年初めの柳清臣・吳潛等の奏請に基づいて、同年元の朝廷では従来の征東行省を罷めて、元内地と同様な行省（高麗史卷一二五柳清臣傳所収の元の通事舍人王觀の今回の問題に関する上書中に、「伏聞、朝廷建立征東行省、欲義同内地、云々」とあることから、その名称は矢張り「征東行省」であつたと推測される。）を高麗に設置することが問題となり、英宗は中書省にそのことについての審議を命じたのである。その時に、当時集賢大学士兼商議中書省事として中書省内で重きをなしていた王約⁽¹³⁾は、従来通りの形で高麗を統治する方が得策であることを主張し、中書省の右丞相拜住もこれに賛成して、英宗に立省を罷めるべきことを上奏した結果、立省の議は罷められたのである。本節の冒頭に引用した高麗史世家の記事の末尾に「不從」とあつたのは、この時の元の措置を示しているのである。

ところが、同年八月に、英宗の前の仁宗時代の権臣で、英宗代になつて英宗の爲に失脚させられ、更にその死後にも官爵の追奪・財産の没収等の處分を受けた鉄木迭兒の余党鉄失によつて、英宗及び拜住が殺され、代つて泰定帝が即位すると、立省問題は再び盛んに議論されるようになった。それは、高麗史卷一〇八金怡傳に、

……、時柳清臣・吳潛等、謀立藩王高、會英宗崩、泰定帝登極、清臣等未遂其謀、又請立行省・罷國號、帝然之、遣平章政事關兒察・中書性烈等于本國、……、怡乃與崔誠之・李齊賢等、上書都堂（元の中書省）、爲陳利害、都堂從之、……

（傍点は筆者）

とあるように、英宗在世中に右の如くにして立省に失敗した柳清臣・吳潛等が、次の泰定帝が至治三年（忠肅王一〇年）八月に即位すると、再び立省を奏請したからである。その時期については、拙藁千百卷二所収の崔大監（崔安道）墓誌に、

泰定初、朝廷採畔人言、議置征東省官、例同天下、而公與故相金怡等力辯、能止之、……

高麗末に於ける立省問題について

とあつて、翌泰定元年であつたことがわかるが、更に、益齋亂藁卷七所収の方臣祐の祠堂碑文には次のような記事がある。

……、倒刺沙之爲左相也、主立省之議、甚力、平章白中宮、論輔臣、如前意、倒刺沙議誅、事遂罷、……

倒刺沙が中書省左丞相に任ぜられたのは至治三年二月である（元史卷二九泰定帝本紀、至治三年二月丁亥の條）から、恐らく、それから間もない時期に柳清臣・吳潛等の再度の立省奏請が行われたと推測される。そして、以後元の朝廷内に於ては倒刺沙を中心にして立省賛成の意見の方が優勢となつたのである。前引の高麗史金怡傳の記事の中に「帝然之、遣平章政事闊兒察・中書怯烈等于本國」とあるのは、その結果元が立省に踏み切り、新しい行省官の任命を行つたことを示すものである。但し、闊兒察・怯烈等が高麗に着任したことを示す記録はない。恐らく、皇慶元年の時の祿守・耶律希逸等と同様に、任命のみにとどまつたものと思われる。¹⁹⁾

以上のような柳清臣・吳潛等の新しい立省奏請及びそれに応じた元側の動向に対して、前に引用した諸記事から知られる如く、高麗側では方臣祐・李齊賢・金怡・崔誠之等を中心として激しい反対運動が起り、その結果、元は倒刺沙等の賛成意見を斥けて、立省の議を罷めたのである。それについて、高麗史卷三五忠肅王世家、一二年春閏正月庚申の條には、

上王（＝忠宣王）、以朝廷罷立省之議、遣人、祭告高・慶二陵（＝高宗及び忠烈王の陵）

とある。即ち、今回の立省問題は元の朝廷で二年にわたつて議論され、忠肅王一二年初めに至つて、漸く最終的な結論が出されたのである。これに依つて、高麗では立省しないことに対する謝意を表わす書を元²⁰⁾に上り、更に翌年七月には立省阻止に功績のあつた者達に対する褒賞を行つた。²¹⁾それと並行して、忠肅王一一年以後高麗國內に於ける藩王

嵩の与党の排除も行われた。²³⁾

かくて、今回の立省問題は解決したが、それによつて、藩王嵩及び呉潜・柳清臣等をはじめとする彼の与党による高麗王位覬覦運動は全く止んだのではない。例えば、高麗史卷三五忠肅王世家、一五年秋七月己巳の條には、次のような記事がある。

帝遣平章政事買驢・舍人亦志迷失不花等來、與禮君朴仲仁及曹頓・趙雲卿・上護軍高子英等從之、皆藩王之黨也、時柳清臣・呉潜、詣中書省、誣王盲聾暗啞・不親政事、遂訴云、上王（＝忠宣王）奏仁宗皇帝、以燾（＝忠肅王）爲高麗王、以嵩爲世子、已有定命、至英宗時、燾與伯顔禿古思謀、令金怡說上王、奪高世子印、又奪上王所賜嵩田宅及陪臣清臣・潜等百四十人田宅等事、於是、帝遣買驢來質問、王辭疾不迎、買驢意王實聾啞、徑詣王宮、宣詔詰問、王對曰、……、買驢見王禮容嚴肅・言辭有敘、曰、帝所以命臣來者、察王疾也、以今所見、向者之訴、皆誣也、於是、頓等惶懼無言、……

即ち、柳清臣・呉潜等が、忠肅王は既に高麗の世子と定められていた嵩から不正に世子印を奪い、更に嵩の田宅及び柳清臣・呉潜等一四〇人の田宅を奪つたことを元に讒訴した結果、元は忠肅王から実情を聴取する爲の使者を高麗に派遣し、その時に藩王嵩の与党が多数それに従つて来たけれども、結局忠肅王を陥れようとした今回の彼等の企図は失敗に終つたのである。このような動きは、この後も嵩の在世中ずつと続いた。

第三節 忠肅王一七年の場合

前回の立省問題が解決してから五年後の忠肅王一七年（一三三〇年）に至り、又も立省問題が起つた。それについて、高麗史卷三六忠惠王世家、忠肅王一七年秋閏七月の條には、

高麗末に於ける立省問題について

戊子、郎將金天祐還自元言、朝廷據前征東行省左右司郎中蠻人蔣伯祥狀、議於東國將置行省。

庚寅、王（||忠惠王）寄書太師右丞相（||燕帖木兒）曰、禎（||忠惠王）專荷洪造、尚主受封、今已就國、天地父母恩、何報謝、竊聞、前行省左右司郎中蔣伯祥、上告都堂、欲於小邦立省置官、變更國俗、上下無不驚惶、況予東來、坐席未暖、遽聞此事、安得無恐、……、伏望、大丞相閣下、無納巧言、導開天意、許土風之不改、令祖業、以相安、……、遂寢立省議

とある。即ち、同年閏七月戊子に元から帰国した金天祐が元で立省問題が議論されていることを報告したので、二日後の同月庚寅に忠惠王は元の中書省の右丞相燕帖木兒に立省中止を要請した書を送つたというのであるが、先ず、今回の立省問題が起つた忠肅王一七年という時期について少し説明する必要がある。忠肅王は前年即ち同王一六年（文宗・天曆三年）に、「久しく病んで、國政を執ることが出来ない」ことを理由に、元に滞在中の世子禎（||忠惠王）に国王位を伝えることの許可を元に奏請した。これに対して、元は翌忠肅王一七年二月に典瑞院使阿魯委・頭曼台・客省大史九住等に命じて、世子禎を征東行省左丞相・高麗国王に任命し、更に客省副使七十堅を高麗に派遣して来て、忠肅王から国王印を取り、これを元に持参させて忠惠王に与えた。同月、忠惠王は高麗本国にいる政丞致任金台鉉を権行省事に任命して、国内の統制に当らせた。即ち、今回の立省問題が起つた時期は忠惠王の即位の直後にあたるのである。さて、忠惠王を高麗王に任命した元は五月に王に帰国を命じたが、彼が妃と共に高麗の都開城に到着したのは、立省問題の知らせを齎した金天祐より一七日後の閏七月丙午であつた。⁽²⁴⁾ 忠惠王が元を出発した時期及び今回の立省問題の起つた時期等を具体的に示す史料はないが、恐らく、今回の立省問題は王の出発後に起つたものと推測される。もし、出発前に同問題が起つていたら、王はそのまま元に留まつて、現地で立省阻止運動を行つたであらう。そし

て、帰国途上でそのことを知つた王は、随行して来た自己の嬖臣の一人である金天祐（稱し）を高麗本国に先行させて、その事実を知らせると共に、高麗側の立省反対の意志を元に向つて表明するように指示したのである。従つて、前に引用した高麗史世家の記事には、金天祐の帰国の二日後に忠恵王が燕帖木兒に上書したとあり、而もその書中には「況予東來、坐席未暖、遽聞此事、安得無恐、云々」とあるが、恐らく、これは当時權行省事であつた金台鉉が王の指示に従つて代行したものと推測される（權行省事とは征東行省事を權りに行う者という意味で、國王が本国を離れて元に滞在している時とか王位繼承者が決まる迄の欠位期間等に任命されて、王が一身に兼帯していた高麗王の職及び征東行省長官の職のいずれをも代行したのである。）。

次に、立省提案者である蔣伯祥については、前引の高麗史世家の記事から、蠻人即ち中国江南地方の出身者であつたこと、忠肅王一七年以前の或る時期に征東行省官であつたこと等が知られるが、その他、高麗史卷一二四王三錫傳附載の梁載傳には、

梁載、初名將、燕南人、附三錫（王三錫も蠻人即ち中国江南地方出身者）、夤緣用事、朝野疾之、三錫死、載還燕、及忠肅如元、載又與蔣伯祥構兇謀、不克、遂詔事王左右、得幸、……（傍点は筆者）

とあつて、蔣伯祥が梁載と構えた「兇謀」の具体的な内容については不明であるが、とに角、忠肅王に対する策謀に失敗すると、蔣伯祥・梁載等は逆に忠肅王に接近して、その嬖臣となつていたことがわかる。

ところで、前記した忠肅王の忠恵王への伝位であるが、これについて、岡田英弘氏は「元の瀋王と遼陽行省」（朝鮮学報一四）の中で、「これは既成事實を作り上げて瀋王高の野望を封ずる目的に出でたものと察せられる。」と述べている（五三九頁）。或は、忠肅王自身はそのような意図をもつていたかも知れない。しかし、客観的にみて、この伝位は忠

高麗末に於ける立省問題について

肅王の自発的意志だけからなされたものとは考えられず、そこには元側の意向がかなり強く働いていたようである。即ち、それ以前の忠肅王一五年から元では帝位の交代が目まぐるしく続き、皇帝の崩御・即位・改元等を知らせる元の使者が屢々高麗に来たが、忠肅王は転々と居所を変えたり、或は病と称したりして、彼等を充分に迎接しなかつたし、更に、それに藩王嵩の策動等も加わつた結果、忠肅王に対する元側の不信感が増大したと推測される。当時、元の朝廷で政治の実権を握っていたのは右丞相燕帖木兒であつたが、彼は忠肅王一五年から世子として元に滞在していた忠恵王を非常に寵愛していたのであつて、恐らく、彼は前記の如き忠肅王の態度をみて、何等かの形で、世子忠恵王に伝位するように忠肅王に働きかけ、その結果伝位が行われるに至つたと想像される。

このように、忠恵王は元の朝廷内に於ける実力者の後楯で王位に即いたのであるが、元の朝廷内部には反忠恵王的な動きもあつた。即ち、燕帖木兒と共に当時の元の朝廷内部で勢力を有していた太保伯顔は、一応彼の下に忍従しながらも、燕帖木兒の専権を憎み、彼の寵を得ていた忠恵王に対しても反感をもつていた。

以上のことから、次のようにいえるであろう。即ち、元人でありながら、高麗の朝廷に入侍し、忠肅王の嬖臣として勢力を揮つていた蔣伯祥にとつて、忠肅王から忠恵王への伝位は自己の勢力の失墜を意味したので、彼は、元の朝廷内部に反忠恵王勢力のあるのに乗じて、忠恵王を陥れる為に前記の如く立省の奏請を行つたのである。前にも引用した、忠恵王が燕帖木兒に送つた書の中には「今伯祥挾恨飾辭、謀欲覆我宗國、云々」とあるが、これは右のことをいつているものと思われる。高柄翊氏は、このことに關して、蔣伯祥は元の太保伯顔の幕下の人物であると推定され、元の朝廷内に於ける燕帖木兒と伯顔の反目の影響を受けて、燕帖木兒の寵を得ていた忠恵王に対する憎悪を立省奏請という形で表現したのであるとしている（『麗代征東行省の研究』下。歴史學報一九、一五三頁）。しかし、蔣伯祥が伯顔

の与党であることを示唆する記録はないこと、高麗史卷一二四鄭方吉傳に、

忠惠在元襲位、忠肅將如元、至海州（＝現在、黃海南道）、方吉與贊成事姜融・前評理金元祥、白忠肅曰、今王之位、殿下與之、宜誠心事殿下、反如仇讐、殿下之臣、皆褫職、唯以義成倉屬殿下、供億不給、辱莫大焉、又與龍山元子（＝忠肅王の子）不友勢、不可兩存、請殿下與元子入朝、曹益清力陳不可、忠肅嘉納之、然以方吉言、猶未能自安

とあるように、この時には蔣伯祥以外の忠肅王の嬖臣達も自己の保身の爲に忠惠王の失脚を図っていること、更に、二年後に忠惠王が元によつて退位させられ、忠肅王が復位した時に、蔣伯祥はそれに関する元の聖旨を持つて高麗に來て忠惠王から国王印を奪つただけでなく、在元中の忠肅王から権行省事に任ぜられて国事を代行し、同時に高麗国内の忠惠王の嬖臣達の排除を行っていること等々からみても高氏の所説には従い難い。²⁹⁾

ところで、蔣伯祥の奏請した立省の内容については、前に引用した高麗史世家所収の王が燕帖木兒に寄せた書の中に、

……、竊聞、前行省左右司郎中蔣伯祥、上告都堂、欲於小邦立省置官、變更國俗、……とあつて、それ以前の場合と同様に、高麗に元本国に於けるものと同じ組織・機能をもつた行省を設置し、それによつて従来の高麗の独立を奪つて、高麗を元の内地化することであつたことが知られる。

今回の立省問題が起ると、前にも少し触れた如く、高麗では忠惠王の後援者たる元の中書右丞相燕帖木兒に書を寄せ、臣服以來高麗と元との關係は非常に密接であつたこと、世祖が高麗の国俗を變更しないことを約束したこと、高麗は地力・民力共に低く、而も僻遠の地なので、立省しても元の利益とならないことその他を挙げ（前引の高麗史世家

高麗末に於ける立省問題について

の記事の省略部分)て、立省することのないように請うた。

これに対して、高麗史節要卷二四、忠肅王一七年冬一〇月の條に、

朱柱還自元、言、元寢立省議

とあるように、結局元は約二箇月後にその問題を議するのを罷めたのであるが、高麗(忠惠王)の送つた書を受取つた右丞相燕帖木兒の働きかけがそれに大いに与つていたことは勿論であらう。

以上のようにして、今回の立省問題は比較的短期間で解決したが、蔣伯祥等忠肅王の嬖臣達による忠惠王謀陥の動きは依然として止まなかつた。前述の如く、元廷に於ける忠惠王の最大の後楯であつた燕帖木兒の勢力が次第に弱くなり、代つて忠惠王に対して反感を有していた伯顔が抬頭してきた至順三年(忠肅王後元年。一三三三年。―燕帖木兒は翌年三月に没した。)正月に忠惠王は元によつて退位させられ、忠肅王が復位したが、この政変が蔣伯祥をはじめとする在元中の忠肅王の嬖臣達が伯顔に働きかけた結果起つたものであらうことは、その後の蔣伯祥の動きから推測される。即ち、蔣伯祥は同年二月に元使の留守寶守と共に高麗に来て、忠肅王が復位したことを告げた後、忠惠王から国驪を取め、諸庫に封をし、更に忠肅王から賛成事林仲允と共に権行省事に任ぜられて国政を代行し、同時に朝廷内に於ける忠惠王派勢力の排除に努めているのである。しかし、「瀆貨、多作威福」と評された(高麗史卷二〇四金周鼎傳附深)蔣伯祥の過激な而も利己的なやり方は高麗朝の廷臣達の反感を買い、同年五月に彼等の訴えに依つて派遣されて来た元使によつて失脚させられた。⁽³⁰⁾

第四節 忠惠王後四年の場合

前回から一三年後の忠惠王後四年(順帝・至正三年。一三四三年)に至り、四度び立省問題が起つた。それについて、

高麗史卷三五忠惠王世家、後四年八月庚子の條には、

李芸・曹益清・奇轍等在元、上書中書省、極言王貪淫不道、請立省・以安百姓、……とある。

先ず、今回の立省問題の起つた「忠惠王後四年」というのは「忠惠王の復位後四年」の意味である。忠肅王一十七年に王位に即いた忠惠王は、前節で述べたように、忠肅王の嬖臣達の策動、元の朝廷に於いて燕帖木兒に代つて王に反感をもつ伯顔の勢力が抬頭したこと等から、二年後に退位させられ、忠肅王が復位したが、更に七年後に忠肅王が薨すると、その遺命によつて復位したのである。しかし、高麗史卷三六忠惠王世家、忠肅王後八年（順帝・至元五年）三月の条に、

癸未、忠肅王薨。忠肅常呼王（忠惠王）曰撥皮、待之少恩、然遺命襲位、由是、行省左右司轉達中書省、王亦遣前評理李揆等、求襲位、而伯顔爲太師、寢不奏、且言、王薨（忠肅王）本非好人、且有疾、宜死矣、撥皮雖嫡長、亦不必復爲王、唯嵩可王、揆等百計請之、不得

とあるように、忠惠王に反感をもつ元の太師伯顔及び藩王嵩等の妨害があつて、その復位は円滑に行われず、元が忠惠王の襲位を認めたのは忠肅王が薨してから八箇月目の同年十一月丙辰であつた。而も、その間の同年八月には、高麗朝内に於ける藩王嵩の与党左政丞曹嶺が兵を率いて忠惠王の王宮を襲撃する事件が起り、その事件に関連して、忠惠王は同年十一月丙寅（元の派遣して来た使者から高麗国王の印を受取つた同月丙辰から一〇日後）以後元の刑部に囚えられていたが、翌忠惠王後元年二月に元で伯顔が失脚した結果、同年三月に至つて王は復位を許され、高麗王位をめぐる混乱は漸く収つたのである。⁽³¹⁾

高麗末に於ける立省問題について

次に、今回の立省提案者達についてみてみよう。李芸については、本節の冒頭に引用した高麗史忠惠王世家後四年八月庚子の條の記事に続いて、

初芸兄儼、與僧波哥景有隙、波哥景譖王曰、儼常叱臣、以爲汝王何等人、吾不畏也、王怒、命囚儼奴、儼見於王、欲自明、王歐之、儼厲聲曰、王何辱我、王之初立、伊誰之功、王雖激怒於波哥景、實惡芸也。 (傍点は筆者)

とある。李儼は右の記事中で彼自身も云っているように、忠惠王の嬖臣であつて、王の復位にも大いに尽力したのであるが、その弟の李芸は以前から忠惠王に疎んぜられていたのである。但し、その理由は、それを示す記録がないので、現在のところ不明である。

曹益清については、高麗史卷一〇八の彼の傳に、

……、忠惠薨位、在元、政丞鄭方吉等、交構王父子、時益清自忠惠所來、忠肅召謂曰、王奪我從臣職、何也、雖藩王焉爲王、豈至如此、吾欲如元奏帝、何如、益清力陳父子相傳之法、言甚切至、忠肅嘉納之、累遷大護軍、與代言尹桓、謀去忠惠所狎惡小輩、執宋八郎・洪莊等、囚之、拷掠甚峻、洪莊欲釋憾、譖益清、貶爲濟州安撫使 (『高麗史卷三六忠惠王世家によると、忠惠王が復位して間もない忠肅王後八年五月丙戌のこと、……)

とあつて、彼は忠肅王の嬖臣であつて、忠肅王の在位中に忠惠王の寵臣達に彈圧を加えたことから、忠肅王が薨じて忠惠王が復位して以後は、これまた王から疎んぜられるに至り、王に対して反感を有していたことが知られる。

また、奇轍の場合には、元の順帝の後宮に入侍していた妹が忠惠王後元年四月に第二皇后に封ぜられ、更に皇太子愛猷識里達臘を生む等して、元の朝廷内で大きな勢力を得ていたので、それを後楯として、高麗朝から政丞に任ぜられ、徳城府院君に封ぜられただけでなく、高麗人で唯一人元から征東行省參知政事に任ぜられる等、高麗朝内部で大

大きな勢力を得ていたのみならず、元廷とも密接な関係を有していた。このような状態は奇轍だけでなく、奇氏の一族すべてが皇后奇氏の力に貪縁して勢力を揮つていたのである。⁽²²⁾ところで、本節の冒頭に引用した高麗史世家の記事の中で、李芸等は「王貪淫不道」と述べているが、実際忠惠王は即位以来、嬖臣達を登用して国政の実権を彼等に委ね、自らは酒色に溺れて、恣に他人の土地・財物・妻妾或は女子を奪う等、荒政乱行が多かつたのであり、このような王のやり方は、奇氏一族にとつて、彼等が高麗国内に於て勢力を伸長して権勢を揮おうとする場合に大きな障害となつたであらうと推測される。例えば、忠惠王在位中には奇氏の不法行為を示す記録は殆どないが、忠惠王後五年に忠惠王に代つて僅か八歳の忠穆王が即位して以後それが屢々みられるに至るといふ事実は上述の推測の一つの傍証となし得よう。

これ等のことを考慮に入れて今回の事件をみてみると、それは、忠惠王代になつて王から疎んぜられ、その結果忠惠王に対して反感を有していた李芸・曹益清の二人が、元の順帝の皇后となつた妹の権勢を背景にして、高麗国内で勢力を揮つていただけでなく、元の朝廷とも密接な関係にあり、而も一族の利益の拡大を阻害されていることから、忠惠王の政治に対して同様に反感を有していた奇轍と結んで、忠惠王の荒政乱行に乗じて、王を陥れる爲に起したものであると云えよう。

前に引用した高麗史世家の忠惠王後四年八月庚子の條の記事には、李芸・曹益清・奇轍等が奏請した立省の内容について、「立省、以安百姓」とあるだけであるが、従来の征東行省がこれ以前に廃されたことを示す記録はなく、実際この前後に従来の征東行省は存在していたのであるから、⁽²⁴⁾彼等が従来の征東行省の復立を奏請したのでないことは明かである。それは矢張、それ以前の場合と同様に、元内地の諸行省と同じ組織・機能をもつた新しい行省を高麗に

高麗末に於ける立省問題について

設置すること、換言すれば、高麗の独立を奪つて、それを元の内地化することであつたと推測される。

このような李芸その他の策動に対して、それ以前の場合にみられた如く高麗側で積極的に反対運動を展開したことは記録にみえないが、結局今回も立省は行われなかつた。その代わり、同年十一月に至つて、元は大卿朶赤・郎中別失哥等六人を高麗に派遣して来て、忠恵王を捕えて元に連行させ、一二月には王を中国の掲陽県（現在、広東省潮州附近）に流したが、翌年正月に王は途中の岳陽県（現在、湖南省岳陽）で薨じた（以上、高麗史卷三六忠恵王世家。同卷二二高龍傳その他）。

ところで、忠恵王等が掲陽県に向けて出発する前に元の順帝が王を諭した言葉（高麗史卷三六忠恵王世家、後四年一二月癸丑の條所収）の中に、

……、爾王禎（＝忠恵王）爲人上、而剝民已甚、雖以爾血啖天下之狗、猶爲不足、……

とあること、更には、朶赤・別失哥等によつて忠恵王が元に連行された後、奇轍は征東行省理問所官の洪彬と共に元から権行省事に任命されて、政変の前（同年一〇月）に高麗に派遣されて来ていた元の資政院使高龍普（高麗人で、元廷に入侍して、元帝の寵を得ていた。）と一緒に、政変後の高麗の国政に当つたこと（高麗史卷三六忠恵王世家、後四年十一月甲申の條、同卷一〇八洪彬傳。同卷一二二高龍傳その他）等から考えて、上述した元の措置は、恐らく李芸・曹益清・奇轍等の「王貪淫不道」との上奏に依つてとられたものであらうと推測される。

忠恵王が薨じた後に高麗王位に即いたのは忠恵王の長子で僅かに八歳の忠穆王であつた。彼の治世には忠恵王時代の弊政の革去に大きな努力が払われたが、一方、その間に奇氏の高麗国内に於ける勢力は確立され、奇轍は忠穆王・忠定王（後者は忠恵王の庶子で、即位当時一二歳であつた。）の二代にわたつて政治上の実権者として専権を揮つた（例えば、

忠穆王がその四年—二三四八年に薨じた時にも、奇轍は政丞王煦と共に権行省事に任命されて国政に当っている。奇氏の勢力は忠定王の次の恭愍王の反元運動(同王五年。一三五六年)によつて排除されるが、元の朝廷と密接な関係を有する奇氏が他の諸勢力を抑えて政権を握つていた忠穆王以後の時期には、高麗の政情は一応それなりに安定した状態にあつたのであり、その結果今迄述べてきたような立省問題が再び起ることはなかつた。

第三章 立省問題に対する元側の態度

忠宣王の時以後何回か起つた立省問題の経緯は大略以上のようなもので、ここで注意しなければならぬのは、この問題は元朝側から積極的に打出されたのではなくて、いずれの場合にも、洪氏・潘王暲の与党・高麗朝に入侍していた元人・奇氏その他の反高麗朝勢力が元に働きかけた結果惹起されたということである。そして、それに対する元側の態度をみると、途中いくつかの曲折はあつたが、いずれの場合にも、結局それを実行するには至らず、従来より高麗の独立を認め、高麗王を長官とする征東行省もそのまま存続させていた。

このような元の態度は当時の元の朝廷内部の情況と切離しては考えられない。そこで、先ず、成宗以後の元の朝廷内部の動きを簡単にみてみよう。世祖の後を継いで十三年間帝位にあつた成宗が大徳十一年(忠烈王三三年)に崩すると、帝位の継承をめぐつて、世祖の孫の阿難答を立てようとする一派と世祖の曾孫で北方防備軍の総指揮者であつた海山(後の武宗)を擁立しようとする一派との争いが起り、結局海山が帝位を継いだ。この時に、高麗の忠宣王が武宗擁立に功績があつたことは前章の第一節で触れた通りである。武宗の次に帝位に即いたのは彼の弟の仁宗である。仁宗は鐵木迭兒を中書右丞相に登用したが、鐵木迭兒は權勢を恃んで專横な振舞いが多く、一時反対派の攻撃を受けて

罷免されたけれども、後に再び中書右丞相に任ぜられて専権を揮つた。仁宗の後を継いだ英宗は彼を忌避して拜住を信任し、鐵木迭兒が没すると、彼の官爵を追奪し、その財産を没収した。彼の養子鐵失を中心とする鐵木迭兒の余党は、英宗の追求の自己に及ぶのを恐れて、英宗及び拜住を殺し、当時漠北に居た也孫帖木兒―後の泰定帝を擁立することを図り、至治三年（忠肅王二〇年）八月にこれを実行した。かくて帝位に即いた泰定帝は彼を擁立した鐵失その他を誅除し、代つて旭邁傑を右丞相に、倒刺沙を左丞相にそれぞれ任じた。

泰定帝は五年後（忠肅王二五年）に崩じたが、その崩後、大都（北京）の留守を委任されていた燕帖木兒及び伯顔は、曾つてその部将として恩顧を蒙つた武宗の二子^{（1）}和世琜と圖帖睦爾を擁立しようとした。彼等は、先ず圖帖睦爾（即ち文宗）を立てて、上都（内蒙古多倫附近）に於いて泰定帝の子天順帝を擁立していた倒刺沙と武力をもつて争つたが、これには元国内の殆どの軍団が動員され、大規模な内乱となつた。その結果、燕帖木兒等は上都に於ける勢力を破り、今度は和世琜（即ち明宗）を帝位に即けた（二三九年。忠肅王二六年）。同年、明宗は暴死して文宗が復位し、更に三三二年（忠肅王後元年）に文宗が崩じて次の寧宗が立つたが、彼も同年十一月に崩れる等、帝位の交代が目まぐるしく行われた。この間、燕帖木兒は伯顔以下を抑え、政權を掌握して専横を極めていたが、一三三三年四月に没した。彼の死後、同年六月に順帝が即位したが、それ迄燕帖木兒の下に在つた伯顔が太師・右丞相となつて、國政を專断した。順帝はこれを憎んで、伯顔の養子脱脫と圖つて、一三四〇年（忠惠王後元年）に伯顔を広東方面に貶謫し、代つて脱脫を丞相に任じて、従来の弊政の改革に当らせたので、朝廷内部の混乱は一応收拾された。しかし、別な方面で元朝は新たな困難に直面することとなる。即ち、順帝の即位前後から元国内では天災・飢饉が頻発し、その結果社会不安は次第に増大したが、その中で元朝の支配に対する漢民族の反感が強まり、各地で彼等の反乱が起るようになるのである。⁽³⁵⁾

このように、成宗の後になると、元の朝廷内部では皇帝の交代と権臣の勢力争いとが文字通り間断なく続いたのであつて、その間に朝廷内部は混乱し、その結果、元朝の中央のみならず地方に対する統制力も次第に弱化していったことが当然考えられる。そして、このような元の朝廷内部の混乱——高麗・元両国の關係が極めて密接であつた當時に在つては、元の朝廷内の動きは直ちに高麗朝に波及したのであるから、それは同時に高麗朝内部の混乱でもあつた——に乗じて、反高麗朝諸勢力による立省の策謀がなされたのである（本稿末尾の対照年表参照）。

しかし、既に述べた如く、元は結局いずれの場合にも立省を実行することはなかつた。立省問題に関する元人の意見が明白に知られるのは、史料制約から、忠粛王一〇年の場合だけであるが、以下にそれを中心にして、右の如き元側の立省問題に対する態度についてみてみよう。第二章第二節で触れたように、この時には先ず商議中書省事王約が英宗の諮問に答えて、立省すべきでないことを上言している（元史卷一七八王約傳）が、彼はその中で、高麗は元本國から遠く離れていて、地力・民力は低しいし、その風俗・習慣は中国のそれとは異つており、万一彼等が梗化した場合にはこれを治めていくことは容易でないから、祖宗以来のやり方を守つて、高麗に立省しないのが最善の策であることを述べている（一六頁及び一七頁参照）。

彼の他に、通事舍人王觀も六つの理由を挙げて、高麗に立省すべきでないことを右丞相拜住に提言している。その時の王觀の上書は高麗史卷一二五柳清臣傳に収録されているが、その中で彼が挙げている理由は大略次の通りである。第一に、世祖以来元は高麗の独立を認め、高麗王に公主を降嫁させる等恩寵を施してき、これに応えて高麗は元に忠勤を励んできたのである。従つて、高麗に立省することはそのような世祖の高麗統制の方針に違背することになる。第二に、高麗は元本國から遠く離れており、その風土・習俗・制度は中国と同じでない。従つて、もしその地に

立省して中国の法を以つてこれを治めようとするれば、必ず彼等の反抗を招くに至る。第三に、高麗は地力・民力共に低いから、ここに立省して元の税制を実施すれば、心ずや彼等は驚き騒ぎ、山城・海島に逃避して、互いに扇動し合うであらう。その結果不測の出来事が惹起されるに至れば、これは元の利益を大いに害うことになる。第四に、従来の征東行省の年間総経費は鈔約一万錠であるが、もし立省して行省の規模が大きくなつた場合、前記の如く高麗は地力・民力が低く、新行省の経費を賄うだけの余裕はないから、行省官への俸給をはじめとする新行省の経費は元本国から援助を仰がなければならぬ。従つて、高麗に立省することは元の利益とならず、逆にその支出を増大させるだけである。第五に、元国内では軍兵を以つて地方を鎮守させているが、もし高麗に立省すれば同様の措置をとる必要があり、而も東方諸国を抑える爲には少数の兵では足りず、と云つて多数の兵を駐屯させると、これに対する供給が増大する。また、元国内の中央・地方の軍隊の額は既に定つていたので、高麗へ派遣する軍兵を新に徵発することは難しい。第六に、元・高麗両国間には一体化が進んでいて、その関係は従来になく密接である。しかるに、立省提案をしている者達をみると、いずれも高麗朝に報復し、自己の安全を図ることのみを目的としていて、最初から元に忠誠を尽くそうという考えはないのであるから、そのような者達の妄言に従つて、従来の両国間の関係を絶つようなことはしてはならない。³⁰⁾

以上を通観して知られるのは、王約にしても王観にしても、いずれも、當時に於ける國際的視野をもつた知識人として、立省される高麗側の立場に同情して立省の中止を奏請してはなくて、飽く迄も元人として、元の利益擁護の立場からそれを行つてゐることである。即ち、彼等は、新しく高麗に立省して元自ら高麗統治に當ることは元の利益となるよりは、寧ろ元の国力を分散させ消耗させるだけであるから、そのような国力の消耗を出来るだけ避け

ながら、而も最も効果的に高麗を統制していくべきであり、その爲には、高麗に立省することを止め、従来通り高麗の独立を認めて、高麗王をしてその地の統治に当らせることが最も得策であると主張しているのである。

中国という広大な異民族の地に支配者として臨んだ元は、中国本土の統治により多くの精力を傾注しなければならず、而も上述したような深刻な朝廷内部の問題をも処理しなければならなかつた当時としては、彼等からみて東辺の一小国にしか過ぎなかつた高麗に対して直接支配の手をさしのべる余裕がなかつたであろうことは当然推測されるのである。上述の如き王約・王觀等の意見は、正しくそのような元国内の情勢を反映するものであり、王觀が立省反対の上書の中で「伏聞、朝廷建立征東行省、欲義同内地、恐論者不察以致崇虛名而受實弊、云々」と評しているように、元の朝廷内部に於ける立省賛成論が近視眼的な非現実的なものであつたのに比して、非常に現実的なものであつたと云うべきである。そして、かかる現実的な意見は、單に忠肅王一〇年の立省問題の時にだけ主張されたのではなくて、恐らく立省問題の繰り返された全期間を通して、元朝支配階級の間普遍的に存在していたと推測される。その結果、前記した如き反高麗朝諸勢力の提案に基づいて元の朝廷では立省問題を論議し、一時的に立省賛成意見が優勢を占めたこともあつたが、いずれの場合にも、最終的には上述のような元朝の現状を踏まえた現実的な立省反対の意見が非現実的な賛成意見を抑えたのであり、かくて立省は一度も実現されることなく終つたのである。

但し、ここで注意しなければならないのは、高麗に対する元の右のような態度は立省問題の起つた時期にはじめて現われたのではなくて、古く高麗が元(蒙古)に服属した最初から既にみられたということである。即ち、高麗の世子(後の元宗)は蒙古に対する高麗の服属の意を表明する爲に高宗四十六年(一二五九年)に蒙古に入朝し、以後そのまま滞在していたが、(後の)父高宗の薨後に於ける彼の処遇に関して、元史卷四世祖本紀、中統元年(一二二六年)春三

高麗末に於ける立省問題について

月辛卯の條には、次のような記事がある。

帝即皇帝位、……、陝西宣撫使廉希憲言、高麗國王嘗遣其世子僎入覲、會憲宗將兵攻宋、僎留三(二の誤か)年不遣、今聞其父已死、若立僎、遣歸國、彼必懷德於我、是不煩兵而得一國也、帝是其言、改館僎、以兵衛送之、……
(傍点は筆者)

また、高麗史卷二五元宗世家、元年三月丁亥の條によると、この時に江淮宣撫使趙良弼も同主旨のことを世祖に提言している。⁴⁷⁾さて、右の記事のみえる中統元年という時点は世祖の治世の初めに当るが、同時にそれは高麗の元宗の治世の初めにも当るのであつて、いわば高麗・元(蒙古)兩國の新しい関係の開始の年であつた。その時に當つて、世祖は、従来通り高麗の独立を認め、高麗王をしてその統治に当らせれば、必ずや高麗はその措置を徳として、元(蒙古)に対して忠勤を励むに違いないから、それは高麗統制の上で非常に得策であるとの廉希憲・趙良弼等の提言を容れて、その方針を定めたのである。同年六月にも、彼は「卿(元宗)表請附奏六事、一皆允俞、衣冠從本國之俗、上下皆不更易、云々」との詔を發して、高麗の困俗を変えないことを更に表明した(元高麗紀事。高麗史卷二五元宗世家、元年八月壬子の條等参照)。

ところで、高麗史元宗世家所収の趙良弼の提言の前半には、

高麗雖名小國、依沮山海、國家用兵二十餘年、尚未臣附、前歲太子僎來朝、適變興西征、留滯者二年矣、供張疎薄、無以懷輯其心、一旦得歸、將不復來、宜厚其館穀、待以藩王之禮、……

とあつて、高宗一七年(蒙古・太宗三年、一二三二年)以後約三〇年にわたり、蒙古の侵入に対して、山城・海島に依拠して展開された高麗側の頑強な抵抗運動が、當時の元(蒙古)朝中央部の右のような対高麗態度決定の重要な要因と

なつていたことが知られる。

世祖のこのような態度は彼以後の歴代の爲政者に継承されて、元の対高麗政策の基本方針となつた。しかし、実際には元が高麗の国俗を変えるに至るような政策をとろうとしたことは時々みられたのであつて、その場合、高麗側で、必ずそれが上述の如き世祖の意向に副わないことを理由として挙げて、その中止を求めている。⁽³⁾

立省問題以前に元がそのような政策をとろうとした代表的な事例としては、第一章でも触れた、元人を征東行省官として派遣して来て、そこで直接高麗の内政の監督に当らせようとしたことが挙げられる（詳細は註一所掲の池内宏氏、高柄翊氏、北村等の各論文参照）。その第一回の場合には、高麗側では、祖宗以来の国俗を変えるものであるとして、元人行省官が高麗に着任する以前からその阻止に努めたにも拘わらず、元はその政策を強力に推進したのであり、その高麗の内政への影響は大きく深かつた。当時は、国の内外にいくつかの問題を抱えながらも国力が発展の一端を辿つた世祖の治世の後をうけて、依然として元の国勢は安定しており、国内及び国外に対する統制力も強固な時期であつたから、結果的には失敗したけれども、まだ元にはそれを強行するだけの力と余裕があつたのである。その第二回は第一回立省問題の起る前年のことであるが、その時になると、第一章で引用した元史卷二二武宗本紀、至大元年四月丙戌の條の記事からも知られる如く、様子がかなり変つてくる。即ち、それは高麗側の要請でなされたのであり、前回に比して、規模も小さく、期間も短かつた。而も、この措置は世祖の旧制から逸脱しているから罷めてもらいたいと高麗側の要求に応じて、元側でも、即座に、世祖の旧制に準じて、それを直ちに罷めるべきことを指示している。そして、降つて立省問題の時期に至ると、前述の如く、従来通りの形で高麗を統治していくのが最も得策であるといふことが元側で積極的に主張されるようになるのである。

高麗末に於ける立省問題について

以上三つの場合に於ける元の態度から、我々は、立省問題が最初に起つた武宗代前後から元朝自身の勢力が次第に衰退の方向に向い始めたこと、それに伴つて、世祖以来の対高麗方針の現実的意義が元朝に於いて再認識されるようになったことを看取し得る。このことは、上述のような元の動きに依じて、この時期に高麗・元両国間の平衡が少しずつ崩れ始め、その結果、まだ顕著な動きがみられるには至つていないが、両国の関係が徐々に従来とは異つた段階に入り始めたことを示していると云つてよいであろう。

結 言

以上、忠宣王初年以後屢々繰り返された立省問題について考察して来た。その各々の場合に問題とされた立省、即ち高麗に行省を設置するということの意味は、それ以前に一時廃されていた征東行省を復活することでも、また忠烈王代にみられた如く、従来の征東行省に元人を行省官として派遣して来て、それを高麗の内政に対する監督機関に転換することでもなかつた。それはもつと根本的な変革、即ち従来の征東行省を廃して、高麗に元内地と同じ組織・機能をもつた新しい行省を設置すること、換言すれば、元に服属後も認められていた高麗の独立を否定し、高麗を全く元の内地化することを意味したのである。而も、その問題は元側で積極的に打出したのではなくて、いずれの場合にも、遼東方面の高麗帰順民の統轄に関して高麗朝と利害関係を有していた洪氏、一旦決定していた高麗世子の地位を奪われて後執拗に高麗王位を覬覦していた藩王高の与党、高麗王の嬖臣となつて得ていた権勢を同王の世子への伝位によつて失うことを恐れた元人、更には、元帝の皇后となつた一族内の女子の力に資縁して高麗国内での勢力の伸長に努めていた奇氏と高麗王の交代によつて失脚した為に現王に対して反感を有していた前王の嬖臣等々の云わば反高

麗朝諸勢力が、高麗朝に対して報復し、同時に自己の目的を達する爲の手段として、元の朝廷に提案したことから惹き起されたのである。これに対して、元は、時には立省に踏み切つて、新行省官の任命迄行いながら、いずれの場合にも、結局立省を實行することはなかつた。その結果、高麗の独立はそのまま認められ、従来の征東行省も廃されることなく存続していたのである。

第一章で、高麗の対元服属期に設置されていた征東行省について説明したが、要するに、元は高麗王を征東行省長官という形で把握し、その高麗王をして高麗の統治に当らせていたのであり、一方高麗王はそのような形で元の庇護を受けることによつて、国内での支配者としての地位を保持していたのである。右のようにして、この時期の兩國の關係は従来に類をみない程密接なものとなつたが、それだけに内容的には複雑であつた。即ち、前記のような、何等かの形で元とつながりを持つ多種多様な勢力が中間に介在し、彼等の利害と高麗朝のそれとは複雑に絡み合つていた。宗主国たる元の勢力が強大な間は、そのような中間勢力の動きは抑えられて、兩國の關係は一応円滑に運営されたが、その力が弱くなると、彼等は各々自己の勢力の拡大を図つて、種々高麗朝を謀陥するに至つたのであつて、本稿でとり上げた立省問題は正しくその一つの現れであつた。即ち、武宗以後朝廷内部の混乱によつて元朝の統制力は次第に弱くなり、その元廷内の混乱及びその影響を受けた高麗朝内の動搖に乗じて、反高麗朝勢力による高麗を元の内地化してしまおうという策謀が行われたのである。そのことは高麗の支配階級にとつては従来の地位の喪失を意味したから、彼等は王を中心として激しい反対運動を展開したのであり、その反対運動は立省阻止の上で大きな役割を果たした。しかし、立省が一度も実行されなかつたことの原因はそれだけではない。当時既に高麗に対して直接手をさしのべるだけの力と余裕のなかつた元では、高麗の独立を認めて、高麗王をしてその地の統治に当らせるといふ世祖

高麗末に於ける立省問題について

以来のやり方こそ最も得策であるとする意見が強くなり、いずれの場合にも、それが立省賛成意見を抑えたのである。かくて、反高麗朝勢力の企図はいずれの場合にも実現されることなく終つたのである。

元の朝廷内部の混乱は順帝の努力で一応止み、一方高麗国内でも、元廷と密接な関係を有する奇氏の勢力の確立によつて政情は表面的には安定し、その結果立省問題が再び起ることはなかつたが、右のようにして元朝自身の力が弱化した結果、高麗・元両国間の均衡は次第に崩れ始めた。その傾向は、元国内では漢人の反乱が激化し、一方高麗では元朝の動向を正確に把握していた恭愍王が即位すると一層増大し、恭愍王五年（一三五六年）の反元運動に至つて決定的となつた。即ち、その時に、王は奇氏その他の親元分子の誅除・征東行省理問所の廢罷・元の年号の停止・約一世紀間元の手中にあつた雙城（咸鏡南道永興地方）の收復等々国内に於ける元勢力の徹底的な驅逐を行つただけでなく、鴨綠江外の地の攻略をも行おうとしたが、これに対して、元は文書で威嚇するだけで、何等報復措置をとることが出来なかつたのである。^補それ以後も高麗は自己の保身上形式的に元との関係を持続していたが、實質的には完全に元の羈絆を脱していたのであり、両国の関係は全く新しい段階に入つたのである。

註

(1) 征東行省（日本遠征期のものも含めて）についての従来の研究としては、池内宏「始建の征東行省と其の廢罷とについて」（一九三一年。同「滿鮮史研究 中世第三冊」所収）、同「元寇の新研究」（一九三一年）、同「高麗に於ける元の行省」（一九三三年。「滿鮮史研究 中世第三冊」所収）、鶴淵一「元の征東行省に就きて」（大谷學報一〇—四、一九二九年）等があり、

最近のものとしては、高柄翊「麗代征東行省の研究」（歴史學報一四、一九六一年、六二年。ソウル）、北村秀人「高麗に於ける征東行省について」（朝鮮學報三二、一九六四年）等がある。また、金載洪「一三—一四世紀の高麗—蒙古關係について」（歴史科學六四年四号、五号。一九六四年。平壤）の第三章第三節（五号所掲）にもその概略についての説明がある。なお、元の行省全体に関しては、前田直典「元朝行省の成立

過程」(史學雜誌五六一六) 参照。

(2) 高麗史卷九〇宗室、平壤公基傳附永寧公緯。同卷一三〇洪福源傳。元史卷一五四洪福源傳。同卷一六六王緯傳等参照。

(3) 元史卷二三武宗本紀、至大三年(忠宣王二年)夏四月己酉の條に、

賜高麗國王王章(忠宣王)功臣號、改封藩王

とある。但し、これは単なる名稱の変更に過ぎなかつたようで、例えば、同年七月乙未に高麗に到着した元の制書には依然として「藩陽王」という名稱が使用されている(高麗史卷三三忠宣王世家の同日の條。原文は元文類卷一一所収の「高麗國王封曾祖父母父母制」姚燧撰)。なお、高麗史では翌忠宣王三年以後は「藩王」に統一されている。

(4) 丸亀金作「元・高麗關係の一陶——藩王に就いて——」(青丘學叢一八)第三章第二節参照。

(5) 高麗史節要卷二三、忠宣王元年一〇月の條。なお、元史卷一五四洪福源傳附萬(重喜)には、漳州(現在、福建省溪龍縣)に貶謫したとあり、金載洪氏はそれに従っている(同一一三〇一四世紀の高麗—蒙古關係について)下、歴史科学六四年五号、二四頁)が、高麗史卷一二二方臣祐傳にも潮州とあるの、本稿では一応潮州に従っておく。

(6) 高柄翊氏は忠宣王四年より前に洪重喜が武宗によって流謫されたことについて説明しておらず、彼が立省の奏請をしたの

北大文学部紀要

は忠宣王四年であると考えているようである(同「麗代征東行省の研究」下、歴史學報一九。一四四頁—一四八頁)が、これは誤りである。

金載洪氏は、忠宣王元年に洪重喜が流されたことを指摘し、高麗史卷三四忠宣王世家、四年六月戊辰の條の記事はその後に議論されていた立省問題の結末を示すものであるとしている(「前掲論文」二四頁)が、今回の立省問題の起つたのは一三二二年(忠宣王四年)であるとしており(二三頁)、その論旨が曖昧である。

(7) 高柄翊氏はこれを「……洪重喜は忠宣王が高麗王と藩陽王の二王を兼ねていることは不当だとして、『一身上不宜兼轄兩王印』と帝に肉迫したのである。」と解している(「前掲論文」一四六頁)が、これは明かに誤りである。

また、高氏は同じ箇所、忠宣王二年正月に王が世子鑑に伝位しようとしたことも洪重喜の圧力によるものであるとしている。しかし、本文で述べたように、この時には既に洪重喜の勢力は元の朝廷から排除されていたのであるから、高氏の所説には従い難い。同年五月に王は世子鑑を殺しているが、それに関して高麗史卷三三世家の同年五月乙巳の條に、

王殺世子鑑及其從者金重義等

とあることから考えて、恐らく、忠宣王二年に王が伝位しようとしたのは、金重義をはじめとする世子派の廷臣達の策謀の結

高麗末に於ける立省問題について

果ではなかったかと推測される。

(8) 彼は高麗人で、忠烈王の時に元の朝廷に入侍し、そこで寵を得て、忙古台という蒙古名を賜り、武宗代には平章政事に任ぜられた。高麗史卷一二二に傳がある。

(9) 高柄翊氏は同記事を看過しており、従つてこの説明はない。金載洪氏の場合も同様である。

なお、耶律希逸は、本文第一章で述べた忠烈王二五年の征東行省に対する元人行省官の増置の時に左丞に任命されて高麗に来ていた(註1所掲の池内・高両氏の論文及び拙稿参照)。

(10) 第三章参照。

(11) 李齊賢の益齋亂藁卷六所収の、忠肅王一〇年の立省問題の時に元の中書省に上った書(在大都上中書都堂書)の中には、仁宗皇帝、於鼠兒年(壬子年。忠宣王四年)四月、降聖旨、高麗田地立省的、不揀是誰、休題奏者、欽此とある。

(12) 高柄翊氏は「前掲論文」の第七章「防倭機構としての行省」(歴史學報一九輯所掲)の中でこの問題に触れているが、主として征東行省の防倭機構としての側面を説明する爲であつて、洪氏との関係については言及していない。金載洪氏はこれを蒙古支配階級の策動としている(同「前掲論文」二三頁)。

なお、満洲金石志稿所収(No. 92)の「瀋陽路城隍廟記」(至正二二年の作)の中には、「宣武將軍總管高麗女直漢軍都

戸府都萬戸兼瀋陽等路安撫使高麗軍民總管 王」・「中順大夫瀋陽等路安撫使高麗軍民總管 洪」等の名がみえるが、それ等のうち、後者は、恐らく本節で述べた洪氏の子孫であろうと思われる。即ち、洪重喜は武宗によつて元の朝廷から排除されたが、その後も洪氏は従来通り瀋陽等路安撫高麗軍民總管として、瀋陽方面の高麗帰順民の統轄に當つていたのである。また、前者は、矢張り本節で述べた、高麗の王族永寧公綽の子孫であろう。

(13) 丸亀金作「前掲論文」参照。

(14) 以上、高麗史卷三五忠肅王世家。同卷九一宗室、江陽公滋傳附島等による。

(15) 高麗史卷三五忠肅王世家、一一年春正月甲寅の條。

(16) 高柄翊氏はこの時の立省問題に関して、益齋亂藁卷六所収の「在大都上中書都堂書」中に「今聞、朝廷欲於小邦、立行省、比諸路」とあり、元史卷一七八王約傳に「朝廷議罷征東省、立三韓省、制式如他省」とあり、更に、新元史卷一九八回傳に「高麗王兄弟不睦、帝欲廢其國、爲郡縣、云々」とあること等から、忠肅王と瀋王嵩との王位をめぐる争いをみた元の英宗が、その争いの解決方法として立省を企図し、それを感知した柳清臣・吳潛の二人が先駆けをしたのだと述べて、元側が最初に立省を打出した如く主張している(同「前掲論文」下、歴史學報一九。一四九—一五一頁)。しかし、元が立省を議したのは、柳清臣・

吳潛等の提案を受けた結果であつて、そのことは、この時に元の通事舍人王觀が高麗に立省すべきでないことを丞相拝住に奏請した書（高麗史卷一二五柳清臣傳所収）の中で、

……、竊聞、首獻立省之策、二人、乃其國之故相、以讒開得罪、於其主懷毒自疑、遂謀覆其宗國、以圖自安、迹其本心、初非獻忠於聖朝也、……

（傍点は筆者）

といつてゐることからも知られる。なお、新元史回回傳の記事についていえば、回回は不忽木の子であるが、元代の人趙孟頫の松雪齋文集卷七所収の不忽木の碑文にも、また元史卷一三〇の不忽木傳にもこのことはみえていないし、新元史もその出典を明示してないので、現在のところそれに従うことは出来ない。

(17) 益齋亂藁卷六「在大都上中書都堂書」。高麗史卷三五忠肅王世家、一三年七月丁卯の條。同卷一一〇李齊賢傳。その他、同卷一〇八、卷一一〇、卷一二四所収の各人の傳。

(18) 彼は、それ以前の忠烈王二九年から翌年にかけて高麗に派遣されて、世子忠宣王に対する忠烈王派廷臣達の策謀の鎮圧に當つており（高麗史卷三二忠烈王世家）、云わば当時の元の朝廷に於ける高麗通の一人であつたようで、元史卷一七八の彼の傳によると、「高麗志」四卷の著述があつたという。

(19) 高柄翊氏は以上三箇の記事を看過し、その結果、今回の立省問題は泰定帝の即位によつて解決したと考へているが、この

北大文学部紀要

氏の主張が誤りであることは明かである。この点については、金載洪氏も高氏と同様である。

(20) 拙藁千百（『高麗人崔澄の文集』）卷二には「又謝不行省書」なるものが収録されており、その題の下に「是年」と註記されているが、その前に収録されている文章の題の下に「泰定乙丑」と註記されているのと一連のものであるから、「是年」は泰定乙丑年、即ち忠肅王一二年であり、この書が今回の立省問題解決に対するものであつたことが知られる。

(21) 高麗史卷三五忠肅王世家、一三年七月丁卯の條。

(22) 例えば、高麗史卷三五忠肅王世家、一一年二月壬午の條には、

以前三司使金元祥・趙延壽貳於藩王、並下巡軍、籍没其家、杖流于島

とあり、同夏四月壬午の條には、

以李光逢爲三司使、……、其爲嵩署名於書者、皆罷

とあり、同じく一五年八月乙卯の條には、

下藩王黨趙湜・金溫・權賀・田宏等于巡軍、流之

とある。

(23) 元史卷三三文宗本紀、天曆二年一月乙卯の條。高麗史卷三五忠肅王世家、一六年冬一〇月己亥の條。

(24) 以上、高麗史卷三五忠肅王世家及び同卷三六忠惠王世家による。

高麗末に於ける立省問題について

(25) 権行省事については、北村「前掲論文」第三章、高柄翊「前掲論文」の註(71)(歴史學報一九輯所掲)等参照。

忠肅王一七年の権行省事の任命は、当時の高麗朝廷内に於ける忠肅王・忠恵王兩派の対立を反映して、複雑であった。即ち、同年二月に忠恵王(在元中)は金台鉉を権行省事に任命したが、高麗本國にいた前王忠肅王は彼が元の意向に背いたとの理由で、四月に金台鉉の職を免じ、代つて自派の鄭方吉を権行省事に任命した。これに対して、忠恵王(在元中)は五月に使者を派遣して来て、前に金台鉉の罷免に関与した宰相達を責めてこれを罷免し、同時に鄭方吉の職を免じて、再び金台鉉を迎えて権行省事に任命したのである(拙藁千百卷一、金文正公Ⅱ金台鉉墓誌銘。高麗史卷三六忠恵王世家。同卷一一〇金台鉉傳。同卷一二四鄭方吉傳等参照)。

(26) それ等の事例は高麗史卷三五忠肅王世家にみえる。そして、その一六年九月の條には、

辛未、元帝(Ⅱ明宗)以即位、遣直省舍人完者・省委宮文伯顯不花來、頒詔、元(Ⅱ王の誤か)在白州病、不出迎。
壬申、完者詰問其由、鄭方吉以實對、王猶憂懼、完者遣忽赤閔子明、謂王曰、上國稱高麗多過失、今宜先賀登極、王喜曰、使臣右我、復何憂

とある。

(27) 高麗史卷三六忠恵王世家、二年二月甲子の條の後の部分に

は、

……、初王(Ⅱ忠恵王)以世子入朝、丞相燕帖木兒、見之大悅、視猶已子、因忠肅辭位、奏帝錫王命、……

なお、この点に関して、高氏も同様な見解をとっている(前掲論文「一五三頁」)。

(28) 註27所引の高麗史忠恵王世家の記事の後の部分には、
……、時太保伯顔、惡燕帖木兒專權、待王不禮、……
とある。

(29) 高麗史卷三五忠肅王世家。同卷三六忠恵王世家。同卷一〇七閔漬傳附祥正。同卷一二四尹碩傳等参照。

(30) 以上、高麗史卷三五忠肅王世家。同卷三六忠恵王世家。同卷一〇七閔漬傳附祥正。同卷一二四尹碩傳その他参照。

(31) 以上、高麗史卷三六忠恵王世家。同卷一〇八洪彬傳。同卷一三一曹頰傳。元史卷四〇順帝本紀。牧隱集、文藁卷一九所収の洪彬の墓誌銘その他参照。

(32) 高麗史卷三六忠恵王世家、後元年四月癸巳の條。同卷一三一奇轍傳。元史卷一一四后妃、完者忽都皇后(Ⅱ奇氏)傳等参照。

(33) 彼の荒政乱行の様子については、高麗史卷三六忠恵王世家に詳しいが、同王世家の末尾には、それを概括して、次の如く述べている。

王性游俠、好酒色、耽于遊畋、荒淫無度、聞人妻妾之美、無親疎貴賤、皆納之後宮、幾百餘、於財利、分析絲毫、常事經營、群小爭進計畫、奪人土田奴婢、盡屬寶輿庫、良馬以充內廄、給布回回家、取其利、令椎牛進肉、日十五斤、新宮之役、張旗設鼓、親登墻督之、宮成、徵漆諸道、丹縷之輪、後期者、徵布倍蓰、吏緣爲姦、百姓愁怨、群小得志、忠直見斥、一有直言者、必加誅戮、人人畏罪、莫敢言者

(34) 高麗史卷三六忠惠王世家、後四年春二月甲辰の條には、王率勇士、觀角觶戲、夜、與左右司郎中金永煦、飲于北宮、永煦醉臥、王使左右、扶上馬、遂召從者曰、汝郎中已贈我以所乘之馬、永煦翌日乃獻之 (傍点は筆者)

とあり、同九月庚寅の條には、

夜、惡小鳳骨等三人、詐稱大家、入注簿孔甫家、奸其妻、行省執殺之 (傍点は筆者)

とある。最初の記事の左右司郎中というのは、行省の付屬機關の一つである左右司の官名である。

(35) 以上、元史。ドーンソ「蒙古史」(田中萃一郎氏訳) 第三篇第六章。市村瓚次郎「東洋史統第三卷、近世篇」第三章、第五章。和田清編「東洋中世史」第二編(村上正二氏執筆) 第二章等による。

(36) 原文を示すと、次の通りである(高麗史卷一二五柳清臣傳)。

北大文学部紀要

……、元通事舍人王觀、上書丞相曰、……、伏聞、朝廷建立征東行省、欲義同內地、恐論者不察以致崇虛名而受實弊、何則高麗慕向化歸順聖朝、百餘年矣、世世相承、不失臣節、世祖皇帝嘉其忠懇、妻以帝女、位同親王、寵錫之隆、莫與爲比、其在本國(一高麗。以下同じ)、禮樂刑政、聽從本俗、不復以朝廷典章拘制、故國家常有事於東方、本國未嘗不出兵以佐行役、自遼水以東、瀕海萬里、賴以鎮靜、爲國東藩、世著顯效、累葉尚主、遂爲故事、此蓋高麗之忠勤、祖宗之遺訓也、今一朝採無稽之言、以隳舊典、恐與世祖皇帝聖謀神筭、似有不同、其不可一也、本國去京師數千里之遠、風土既殊、習俗亦異、刑罰・爵賞・婚姻・獄訟、與中國不同、今以中國之法治之、必有捍格枝梧・不勝之患、其不可二也、三韓地薄民貧、皆依山阻海、星散居止、無郡縣井邑之饒、今立行省、勢須抄籍戶口・科定賦稅、島夷遠人、罕見此事、必驚擾逃避、互相扇動、脫致不虞、深繫利害、其不可三也、各省官吏俸祿、例於本省差發科程、今征東省大小官吏月俸及一切公用所費、每歲大較不下萬有餘錠、本國既無供上賦稅、上項俸給、必仰朝廷輸送、則行省之設、未有一民尺土之益、坐耗國家經費之重、其不可四也、江南諸省、既同一體、例須軍兵鎮守、少留兵、則不足彈壓東方諸國、多留兵、則供給倍煩、民不堪命、又況國家自禁衛以及畿甸、屯住軍額、已有定制、固非常人所敢論、然不知、征東鎮兵、果於何處簽發、其不可五

高麗末に於ける立省問題について

也、古者集大事、則博謀於衆、防壅蔽也、竊聞、首獻立省之策二人、乃其國之故相、以讒聞得罪、於其主懷毒自疑、遂謀覆其宗國、以圖自安、迹其本心、初非獻忠於聖朝也、由是觀之、梟獍犬豕之不若、當明正典刑、以戒人臣之不忠者、昔唐太宗伐高麗(高句麗)、至安市城、攻之不下、師還、以東帛、賜其城主、以勉事君、夫太宗之與高麗敵國也、以天下之力、攻一小城、不能拔、不以喪敗爲恥、仍以忠義相勉、書之史策、以爲美談、況聖朝之於本國、義則君臣、親則舅甥、安危休戚、靡不同之、奈何反聽二人欺誑之言、賣主自售、果得遂其奸計、有累政化、可勝既乎、其不可六也、……

(37) 高麗史卷二五元宗世家、元年三月丁亥の條。

忽必烈大王即皇帝位、……、江淮宣撫使趙良弼言于皇弟(世祖)曰、高麗雖名小國、依阻山海、國家用兵二十餘年、尚末臣附、前歲太子僂(元宗)來朝、適變與西征、留滯者二年矣、供張疎薄、無以懷輯其心、一旦得歸、將不復來、宜厚其館穀、待以藩王之禮、今聞其父已死、誠能立僂爲王、遣送還國、必感恩戴德、願修臣職、是不勞一卒、而得一國也、陝西宣撫使廉希憲亦言之、皇弟然之、即日改館、願遇有加

(38) 本文で述べた立省問題、遼陽行省への征東行省(高麗)の合併吸収、元人行省官の派遣による征東行省の高麗内政監督機關への転換等の他に、例えば、忠肅王後六年(順帝・至元三年、一三三七)にみられた、元が高麗人の軍器保有及び騎馬を禁止

しようとした場合等もある(高麗史卷三五忠肅王世家、後六年五月庚戌の條。同戊午の條。同一二月癸酉の條。元史卷三九順帝本紀、至元三年八月癸未の條等参照)。

(補1) 金天祐が忠惠王の嬖臣であつたことについては、高麗史卷三五忠肅王世家、後元年春二月戊辰の條に、

王遣閔祥正・趙炎輝、下前王嬖幸政丞尹碩・宰相孫琦・金之鏡・上護軍非佺・吳子淳・康庶・朴連・代言李君核・尹桓・大護軍丘天佑・護軍崔安壽・金天祐・郎將盧英瑞于巡軍とある(傍点は筆者)。

(補2) 恭愍王五年の反元運動の詳細については、池内宏「高麗恭愍王の元に對する反抗の運動」(同「滿鮮史研究 中世第三冊」所収) 参照。

同年以後の征東行省の状況については、北村「前掲論文」第五章参照。

また、恭愍王五年以後の高麗の対元關係を含めた対外關係の詳細については、池内宏「高麗末に於ける明及び北元との關係」(同「滿鮮史研究 中世第三冊」所収)、末松保和「麗末鮮初に於ける對明關係」(同「青丘史草 第一」所収)等参照。

(附 表)

〔高麗・元対照年表〕 (いづれも踰年称元法による。)

北大文学部紀要

西紀	元	高麗	備 考	西紀	元	高麗	備 考
1299		3	25	1329	明 天曆	2	忠肅王 16
1300	成大	4	26	1330	文 至	1	忠肅王 17
1301		5	27	1331	宗 宗	2	忠惠王 1
1302		6	28	1332	順 順	3	後1
1303		7	29	1333	元 元	1	忠 2
1304		8	30	1334	統 統	2	3
1305	宗 德	9	31	1335		1	肅 4
1306		10	32	1336	至 至	2	5
1307		11	33	1337		3	王 6
1308	武 至	1	34	1338		4	7
1309		2	1	1339	元 元	5	8
1310	宗 大	3	2	1340	順 順	6	後1
1311		4	3	1341		1	忠 2
1312	皇 慶	1	4	1342		2	忠 3
1313		2	5	1343		3	王 4
1314	仁 延	1	1	1344		4	5
1315		2	2	1345	至 至	5	忠 1
1316		3	3	1346		6	穆 2
1317		4	4	1347		7	王 3
1318	宗 祐	5	5	1348		8	4
1319		6	6	1349		9	忠 1
1320		7	7	1350		10	定 2
1321	英 至	1	8	1351	帝 帝	11	王 3
1322	宗 治	2	9	1352		12	1
1323		3	10	1353	正 正	13	恭 2
1324	泰 定	1	11	1354		14	3
1325		2	12	1355		15	愍 4
1326	帝 定	3	13	1356		16	5
1327		4	14	1357		17	王 6
1328	天 順 帝 文 宗	1	15	1358		18	7